

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 1 アパートの残置物
2 シュレッダーされた大量の紙くず



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会1)

アパートの改築を請け負いましたが、部屋の中に箆笥、机、ベットなどがそのまま残っています。一般廃棄物になると思い、市に問い合わせたところ、請負業者（自分）が運ぶなら産業廃棄物と言われました。箆笥、机は木製品であり、一般廃棄物だと思いますがどのように処分したら良いですか。

(回答1)

一般廃棄物が、運ぶ人によって産業廃棄物になることはありません。アパートに残された箆笥などは、一般廃棄物です。したがって、市役所に許可業者を紹介していただき運搬をお願いすると思います。また、住んでいた方が分かれば、その方に処分をお願いするか、その方と一緒に運べば問題ないと思います。以前住んでいた方が分からない場合は、大家さんに相談し、一緒に処分してはいかがでしょうか。もう一度市の方と協議してはいかがでしょうか。

(照会2)

建設コンサルタント業を営んでおりますが、シュレッダーした紙くずの処分を市役所に断られてしまいました。市役所では産業廃棄物だと言いますが、本当に産業廃棄物なのでしょうか。これまで、少しずつ出していたのですが、今回はまとめて多く出したので産業廃棄物だと言われてしまいました。

(回答2)

産業廃棄物になるか一般廃棄物になるかは量で決まるものではありません。廃棄物処理法に定める産業廃棄物以外が一般廃棄物になります。産業廃棄物に該当する紙くずは、業種が限定されており、建設業は該当しますが、建設コンサルタント業は、建設業ではなくサービス業に該当しますので、産業廃棄物に該当しません。つまり、一般廃棄物です。市役所に廃棄物の量で産業廃棄物になるのではないことを説明し、処分についても相談してください。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。（12月10日現在、11件契約）

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。